

日本の労働市場と 外国人材の多角化について

Nagoya International Center,
Aichi
10 Jun. 2024

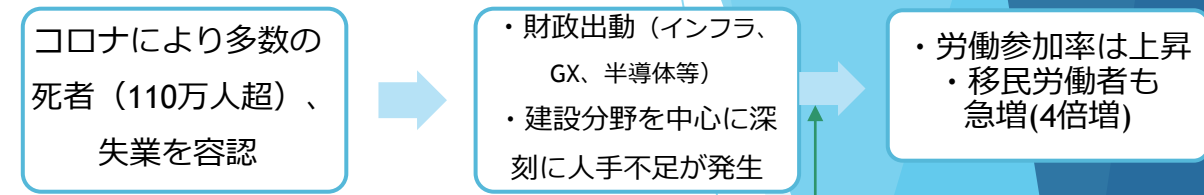
JITCO

世界の労働市場の特徴

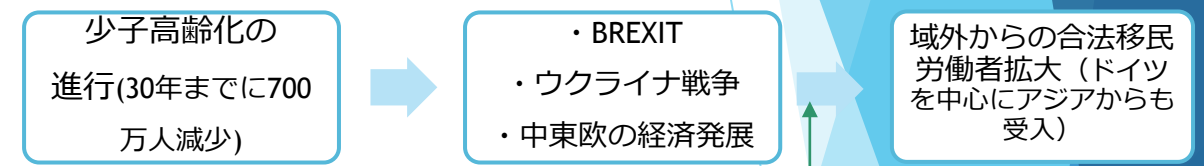
アジア人材の獲得競争が激化

- ・コロナ禍の後、先進国全体で人手不足が顕在化している（特にアメリカ・カナダ・欧州・豪州など移民国において深刻化）。移住者の急拡大（新規永住者26%増。コロナ前より14%増）
- ・特に、OECD諸国への期限付き外国人労働者の流入が急増し、22年は前年比77%増の240万人超となった。
- ・伝統的な供給源（欧州のアフリカ難民、米国のメキシコ国境）が政治的に機微化。アジア人材を取り込む動きが活性化し、人材の獲得競争が発生中。
- ・欧米だけでなく、アジアでも急速な少子高齢化を背景に外国人労働者の受け入れを開始の兆候。
- ・東アジアでも、高齢社会の到来。2042年に東南アジア全体で高齢社会突入。南アジアに熱い視線。例：EC Mobility Package

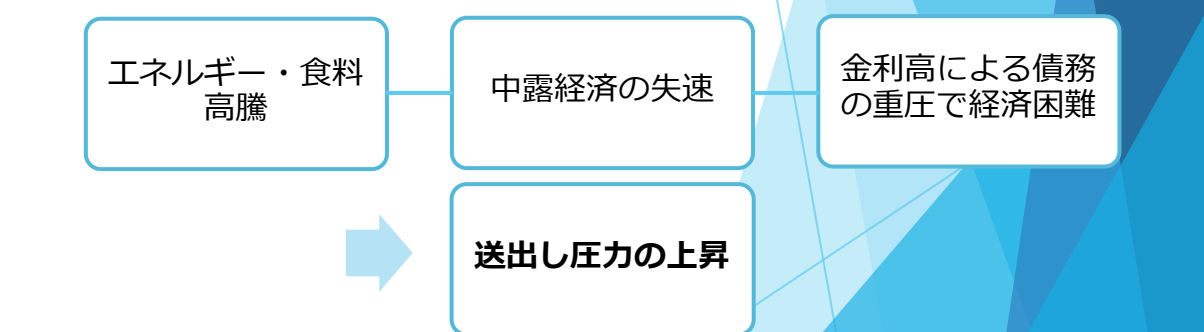
米国の例



欧州の例



グローバル・サウス



日本の労働市場—急速な人口減、生産年齢人口割合は、59.3%（2020年）から55%（2040年）へ低下。毎年、労働人口が60万人減少する試算。（高齢社会白書令和5年版）

質を重視した人材獲得競争を視野にいれる必要性

	中国	ベトナム	フィリピン	インドネシア	タイ	パキスタン	日本	全世界
1人当たりGDP	\$12,556	\$3,756	\$3,460	\$4,332	\$7,066	\$1,588	\$39,312	\$18,381
平均年齢	38	31	24	29	38	23	48	31
高齢化率	18.9%	8.4%	8.5%	9.8%	13.5%	4.3%	28.4%	9.3%

日本への新規入国者数(技能実習,2024年1-3月)

				技能実習/TITP								特定技能/SSW	
				2024年1-3月 / Jan-Mar. 2024			2023年1-3月 / Jan-Mar. 2023			増減 Increase		合計 2023.12時点	
	国籍・地域	Country	MOC	1号イ	1号ロ	1号計	1号イ	1号ロ	1号計	差	率	MOC	SSW(i)
				TITP(i)(a)	TITP(i)(b)	Total	TITP(i)(a)	TITP(i)(b)	Total	Difference	Ratio		
1	ベトナム	Vietnam	○	191	14,882	15,073	215	18,406	18,621	-3,548	-19%	○	110,628
2	インドネシア	Indonesia	○	179	8,780	8,959	176	7,710	7,886	1,073	14%	○	34,253
3	ミャンマー	Myanmar	○	4	3,354	3,358	23	2,621	2,644	714	27%	○	11,873
4	フィリピン	Philippines	○	193	3,038	3,231	232	2,661	2,893	338	12%	○	21,364
5	中国	China		131	1,901	2,032	64	2,350	2,414	-382	-16%		13,456
6	タイ	Thailand	○	180	964	1,144	154	889	1,043	101	10%	○	4,359
7	カンボジア	Cambodia	○	3	1,013	1,016	0	1,392	1,392	-376	-27%	○	4,664
8	モンゴル	Mongolia	○	0	275	275	0	272	272	3	1%	○	902
9	ネパール	Nepal	○	0	252	252	0	234	234	18	8%	○	4,430
10	スリランカ	Sri Lanka	○	0	249	249	10	154	164	85	52%	○	995
11	ラオス	Lao	○	7	151	158	4	161	165	-7	-4%	○	173
12	バングラデシュ	Bangladesh	○	1	123	124	0	151	151	-27	-18%	○	285
13	インド	India	○	4	65	69	0	63	63	6	10%	○	230
14	パキスタン	Pakistan	○	50	9	59	0	8	8	51	638%	○	9
15	ウズベキスタン	Uzbekistan	○	0	19	19	0	20	20	-1	-5%	○	57
16	ペルー	Peru		0	4	4	0	4	4	0	-		19
16	キルギス	Kyrgyz		0	4	4	0	7	7	-3	-43%	○	35
17	マレーシア	Malaysia		0	3	3	0	6	6	-3	-50%	○	34
18	ブータン	Bhutan	○	0	0	0	0	0	0	0	-		43
	合計		15	943	35,086	36,029	878	37,109	37,987	-1,958	-5%	16	207,809

パキスタンについて

【地政学的に重要・世界第5位の人口】

- 交通の要衝・文明の交差・テロ治安対策
- 人口 2.2億人
- 経済成長・外貨獲得のため労働者の海外送出しに熱心

【イスラム教・民主主義国】

- イスラム教徒（97%）、連邦共和制

【経済】

- GDP成長率： -0.17%（2023年）※24年はプラス成長の見込み
- 外貨準備88億ドル（輸入額の2カ月分）※IMFとの債務交渉 シャリフ新首相の下、経済改革
- 一人当たりGDP： US \$ 1,588（2022年） ➤ 対外債務（対GDP） 70%
- 主要産業： 繊維業・農業

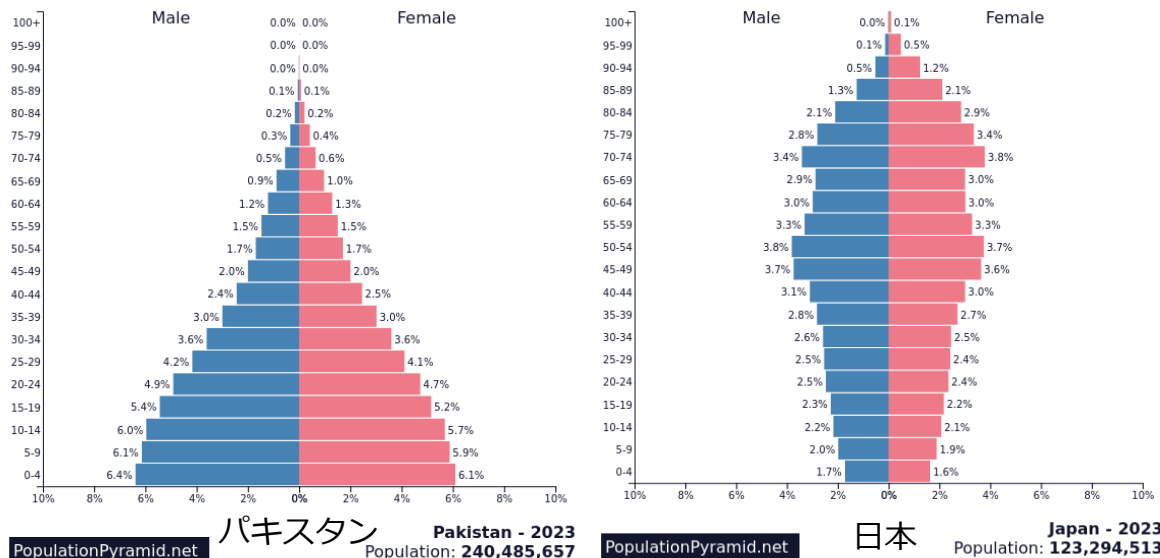
- 2022年：国交樹立70周年
- 車の9割超が日本製 左側通行

【自然災害】

- 2022年大洪水 30%以上の国土が浸水（死者1700以上、被災者3300万人以上）



パキスタンのポテンシャル



送出し先の国 (2023)	人数 (労働者)
サウジアラビア	426,951
U.A.E	229,894
オマーン	60,046
カタール	55,112
バーレーン	13,345

➤ 豊富な人材/高いポテンシャル

- ・平均年齢が23歳（日本：48歳）

- ・国民の64%が30歳未満

- ・2090年頃まで人口増加が続き4億人ほどになるとの予測

➤ 人材の海外派遣は主要国家施策の一つ

- ・国内経済安定のため、在外パキスタン人労働者の送金が多額

⇒2023年の送金額は、GDPの約7%, 240億USドル（約2.9兆円）

- ・外貨獲得のため幅広い人材の送出しに熱心

⇒2023年の労働者送出し人数は約86.2万人

- ・英語能力・ITスキルレベルが高く、多くの高度人材も輩出

➤ 日系進出企業数：80社

- ・製造業がメイン

トヨタ自動車、スズキ、本田技研工業、日野自動車、ヤマハ発動機、デンソー、サンデン、トヨタ紡織、日本ペイント、味の素、大塚製薬etc.

パキスタンからの送出し（全世界・日本） ・ 在留状況（日本）

○パキスタンからの海外全般への送出し人数はコロナ禍を経て増加している
（高度人材が派遣数の半分以上を占める）。

海外送出し 労働者数	2021年	2022年	2023年
	288,280人	832,339人	862,625人

<出典： PAKISTAN BUREAU
OF EMIGRATION &
OVERSEAS EMPLOYMENT >

○在日パキスタン大使館に例外的に労働参事官を配置し、日本への送出しに大変意欲的である。

日本在留(2023/6末) パキスタン人	経営・管理	技術・人文・国際	特定技能・技能実習	永住者・定住者等	総数
	2,039人	4,101人	22人	15,129人	23,417人

特定技能・技能実習においても、経営管理・技人国と同様に多数送り出したいとの意欲が高い。
昨年コロナ後初の実習生が入国し、数は増加傾向にある。

○パキスタンからの技能実習制度・特定技能制度における送出体制

	技能実習制度	特定技能制度
パキスタン政府窓口	教育・職業訓練省	在外パキスタン人・人材育成省
二国間取決締結日	2019年2月26日	2019年12月23日
送出体制	81の認定送出機関	2500以上の認定送出機関

* JITCOとは2019年8月28日に技能実習制度
及び特定技能制度に関してR/D締結

○23年2月に初めて民間送出機関を認可し、増加中

改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））

（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」（特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの）に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「**育成就労**」の在留資格を創設（注2）。

2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。

育成就労法（技能実習法の抜本改正）

1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」（**育成就労法**）に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、**各分野の受入れ見込数を設定**するものとする。

2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、**育成就労の期間が3年以内（注3）**であること、**業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していること**といった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①**やむを得ない事情がある場合**や、②**同一業務区分内であること**、**就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（本人意向の転籍）**に行う。

3. 関係機関の在り方

- 監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、**外部監査人の設置を許可要件とする**。監理支援機関は、**受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする**。
- 外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

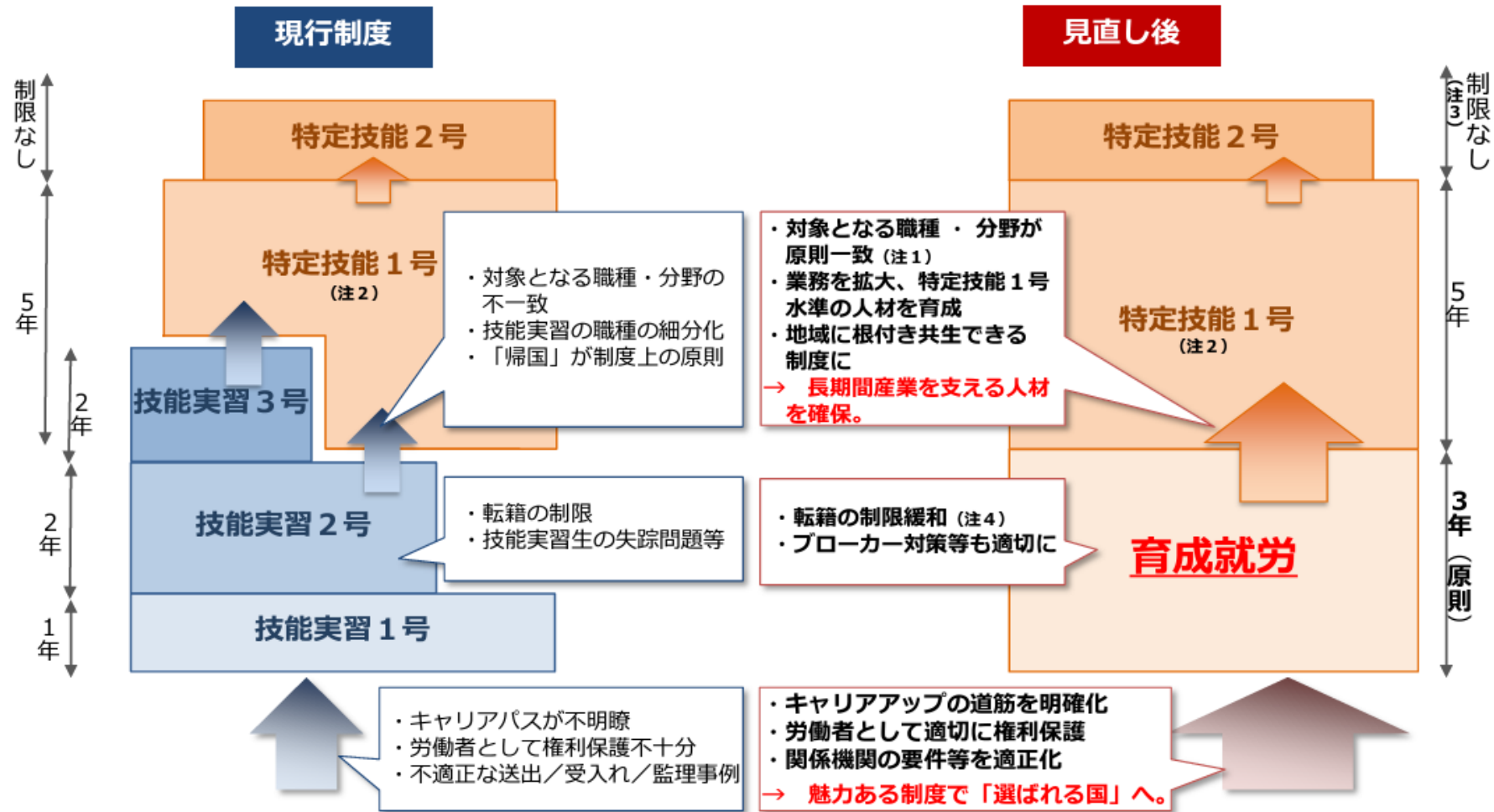
（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定）を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

JITCOのサービス

送出し機関
情報提供サービス



JITCOにて独自に収集したデータに基づき
送出し機関情報をご提供。

各政府窓口や送出機関の連合体・協会の支援も得て、
送出し機関情報をJITCOにて収集

JITCO国際部の支援サービス（賛助会員向け）

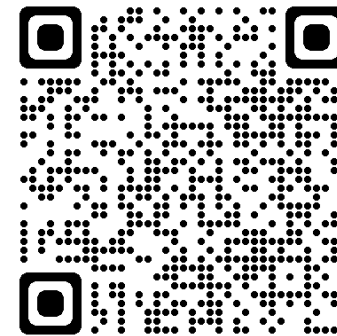
特典1 国際関係セミナーや他のイベントの
優先募集及び割安な参加費の設定

特典2 送出し国事情・送出し機関の詳細情報の提供

特典3 送出機関とのモデル協定書の提供
（技能実習制度）

JITCOホームページでは
パキスタンからの送出国事情につ
いて、動画で紹介しています。

https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/send/#section_4



特典4 送出しマニュアルの参考提供（技能実習制度）

特典5 送出し各国関係法令の参考提供

Thank you for your attention !